条約

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成三十年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第二号

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

日本国及びフィリピン共和国（以下「フィリピン」という。）は、社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はフィリピンをいう。

(b)　「領域」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の領域

フィリピンについては、千九百八十七年のフィリピンの憲法及び国際法に基づくフィリピンの領域

注釈　この(b)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(c)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

フィリピンについては、千九百八十七年のフィリピンの憲法にいうフィリピン市民

(d)　「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

フィリピンについては、次条2に掲げる法律

(e)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

フィリピンについては、フィリピンの法令に基づきそれぞれが責任を有する範囲内で、社会保障機構総裁兼首席行政官及び公務員保険機構総裁兼事務局長

(f)　「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

フィリピンについては、フィリピンの法令に基づきそれぞれが責任を有する範囲内で、社会保障機構及び公務員保険機構

(g)　「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令による保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間

フィリピンについては、給付を受ける権利の取得のために用いられるフィリピンの法令による保険料納付期間（保険料が還付された期間を除く。ただし、社会保障に関する他の協定であってこの協定と同種のものにより、一方の締約国の法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

(h)　「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条　この協定の適用範囲

この協定は、

1　日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

(a)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(b)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

2　フィリピンについては、次の法律について適用する。

(a)　退職、障害及び死亡に係る給付に関する千九百九十七年の社会保障法（共和国法第八千二百八十二号）

(b)　退職、障害、死亡及び遺族に係る給付に関する千九百九十七年の公務員保険機構法（共和国法第八千二百九十一号）

(c)　(a)及び(b)に定める法律による保険料納付期間及び勤務期間の通算に関する千九百九十四年のポータビリティ法（共和国法第七千六百九十九号）

第三条　この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条　待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条　海外への給付の支払

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2　一方の締約国の法令による給付は、第三条に規定する者であって第三国の領域内に通常居住するものに対しては、当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

3　他方の締約国の領域内に居住する受給者に対するこの協定に基づく給付の支払は、両締約国の関連する法律及び規則に従って、いずれか一方の締約国の通貨又は自由に交換することができる他の通貨によって行われる。いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、その制限を行う締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二部　適用法令に関する規定

第六条　一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条　特別規定

1　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている者が、当該雇用者のため他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。